

ID: 98

担当部署: 健康推進課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町仙南夜間初期急患センター条例 第6条第1項		
例規番号	平成26年条例第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第6条 町長は、急患センターにおいて診療を受けた者又は診断書その他診療に関する証明書(以下「診断書等」という。)の交付を受けた者(以下「受診者等」という。)から、使用料又は交付手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 使用料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療に係る使用料は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額とする。</p> <p>(2) 診断書等の交付手数料は、別表のとおりとする。</p> <p>(3) 前2号に定めのないものについては、当該各号の規定に準じて算出した額とする。</p> <p>3 前項に定める使用料等は、診療又は診断書等の交付の都度徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日